

広島市立中等教育学校学則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正理由

広島市立学校条例の改正に伴い、広島市立中等教育学校の後期課程の授業料の徴収に関し、必要な事項を定める等所要の改正をしようとするものである。

2 改正内容

別紙のとおり

3 施行期日

平成26年4月1日

広島市立中等教育学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市立中等教育学校学則の一部を改正する規則

広島市立中等教育学校学則（平成 25 年広島市教育委員会規則第 9 号）
の一部を次のように改正する。

第 31 条を次のように改める。

（授業料）

- 第 31 条 広島市立学校条例（昭和 39 年広島市条例第 19 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定による中等教育学校の後期課程の授業料（以下「授業料」という。）は、その生徒の在籍する月に応じて、毎月校長の定める日に徴収する。ただし、その月の全日数を通じて授業を行わない場合は、その月の前月に徴収することができる。
- 2 月の中途における入学、退学又は転学の場合は、その月の授業料を徴収する。ただし、条例別表第 1 に掲げる高等学校から編入学した生徒で、既に編入学前の高等学校において授業料を納付した旨の証明のあるときは、当該期間の授業料は徴収しない。
- 3 授業料は、学年間の全部又は一部を前納することができる。

第 31 条の次に次の 2 条を加える。

(授業料の減免等)

第31条の2 留学中若しくは休学中の者又はやむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者に対しては、授業料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(授業料未納者に対する取扱い)

第31条の3 校長は、正当な理由なく授業料を期限内に納入しない者に対して、その未納の期間中出席を停止することができる。

第32条中「広島市立学校条例（昭和39年広島市条例第19号。以下「条例」という。）」を「条例」に改める。

第34条の見出し中「入学者選抜料等」を「授業料等」に改め、同条中「既納の」の右に「授業料、」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

現 行	改 正
<p>(入学料)</p> <p>第 3 3 条 中等教育学校の後期課程に入学する者(中等教育学校の後期課程に進級する者を含む。)から入学料を、入学手続(進級手続を含む。)の際、徴収する。ただし、条例別表に掲げる高等学校から編入学する場合は、この限りでない。</p> <p>(<u>入学者選抜料</u>等の不還付)</p> <p>第 3 4 条 既納の _____ 入学者選抜料及び入学料は、還付しない。ただし、正当な理由があると認められた場合は、この限りでない。</p>	<p>(入学料)</p> <p>第 3 3 条 (現行に同じ。)</p> <p>(<u>授業料</u>等の不還付)</p> <p>第 3 4 条 既納の <u>授業料</u>、入学者選抜料及び入学料は、還付しない。ただし、正当な理由があると認められた場合は、この限りでない。</p>